### 令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果(概要)

### (1) 公共用水域水質測定結果

府内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、河川については60河川105地点、海域については6海域19地点で測定を行った。(次ページの「河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況」を参照)

### ア 測定結果の概要

### (ア)河川

### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。 (昨年度と同様)

## ② 生活環境項目

BOD(生物化学的酸素要求量:河川の有機汚濁の代表的な指標) は、全ての地点で環境基準を達成した。(昨年度と同様) 水生生物の保全に係る環境基準項目は、全項目について全ての地 点で環境基準を達成した。(昨年度と同様)

### (イ)海域

### ① 健康項目

全項目について全ての地点で環境基準を達成した。 (昨年度と同様)

#### ② 生活環境項目

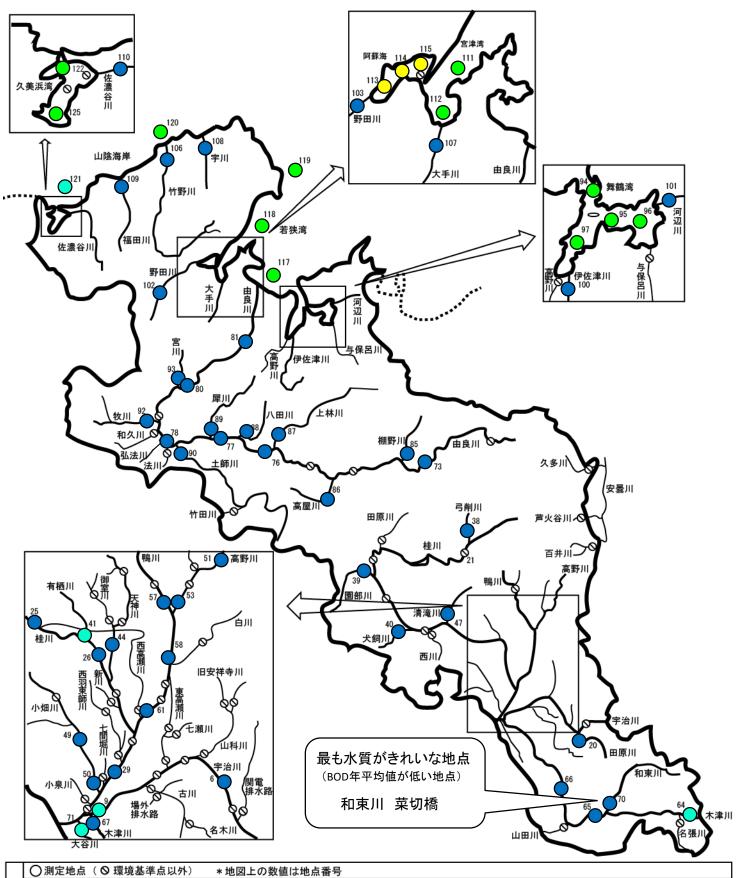
COD(化学的酸素要求量:海域の有機汚濁の代表的な指標)は、全ての水域で環境基準を達成しなかった。(昨年度は7水域のうち1水域で環境基準を達成)

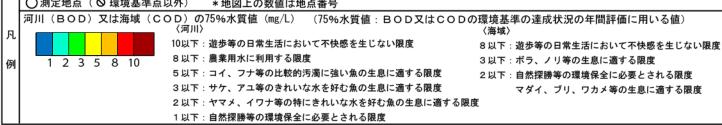
全窒素及び全燐(海域の富栄養化の原因物質)は、全ての水域で 環境基準を達成した。(昨年度は5水域のうち4水域で環境基準を 達成)

健康項目: 人の健康の保護に関する環境基準項目(カドミウム、全シアンなど27項目)

生活環境項目:生活環境の保全に関する環境基準項目(BOD、SSなど13項目)

# 河川及び海域の測定地点と環境基準点の水質状況





# 生活環境項目に係る環境基準達成状況 a 河川(BOD)

水域名	地点番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成状況	備考
宇治川(1)	6	隠元橋	Α	1.0	0	
宇治川(2)	9	宇治川御幸橋	В	1.1	0	〔類型毎の環境基準値〕
田原川	20	蛍橋	Α	0. 5	0	
桂川上流	25	渡月橋	Α	0.6	0	
桂川下流(1)	26	西大橋	Α	0.6	0	AA ··· 1 mg/L以下
桂川下流(2)	29	宮前橋	Α	0. 9	0	A ··· 2 mg/L以下
弓削川	38	寺田橋	Α	0.6	0	B ··· 3 mg/L以下
園部川	39	神田橋	Α	1. 0	0	C ··· 5 mg/L以下
犬飼川	40	並河橋	Α	0.8	0	D ··· 8 mg/L以下
有栖川	41	梅津新橋	Α	1. 2	0	E ··· 10mg/L以下
天神川	44	西京極橋	Α	1.0	0	
清滝川	47	落合橋	AA	<0.5	0	
小畑川上流	49	京都市・長岡京市境界点	Α	0. 9	0	
小畑川下流	50	小畑橋	Α	0. 7	0	
高野川上流	51	三宅橋	AA	0.6	0	
高野川下流	53	河合橋	Α	0.8	0	
鴨川上流(1)	57	出町橋	Α	0.8	0	
鴨川上流(2)	58	三条大橋	Α	0. 7	0	
鴨川下流	61	京川橋	Α	0. 7	0	
木津川(2)	64	笹瀬橋	Α	1. 2	0	
	65	恭仁大橋		0. 9		
木津川(3)	66	玉水橋	Α	0.8	0	
	67	木津川御幸橋		0.6		
和東川	70	菜切橋	Α	<0.5	0	
大谷川	71	二ノ橋	В	2. 0	0	
由良川上流	73	安野橋	AA	<0.5	0	
	76	山家橋		0. 7		
	77	以久田橋	Α	0. 5	0	
由良川下流	78	音無瀬橋		0. 7		
	80	波美橋		0.6		
	81	由良川橋		0.6		
棚野川	85	和泉大橋	Α	0. 5	0	
高屋川	86	黒瀬橋	Α	1.0	0	
上林川	87	五郎橋	Α	0.6	0	
八田川	88	八田川橋	Α	1.0	0	
犀川	89	小貝橋	Α	0.8	0	
土師川	90	土師橋	Α	0. 7	0	
牧川	92	天津橋	Α	<0.5	0	
宮川	93	宮川橋	Α	0. 5	0	
伊佐津川	100	相生橋	Α	0. 5	0	
河辺川	101	第一河辺川橋	Α	0.5	0	
大手川	107	京口橋	Α	0.5	0	
野田川	102	六反田橋	Α	<0.5	0	
_	103	堂谷橋	Υ	0.6		
竹野川	106	荒木野橋	В	0.7	0	
宇川	108	宇川橋	Α	0.6	0	
福田川	109	新川橋	Α	0.8	0	
佐濃谷川	110	高橋橋	Α	0.6	0	

<sup>(</sup>注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(〇)とする。

# (水生生物の保全に係る環境基準項目(全亜鉛・ノニルフェノール・LAS))

	地点番号	環境基準点名	類型	年間平均値(mg/L)			達成		
水域名				全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	连	備考	
25 III	6	隠元橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	0	〔類型毎	の環境基準値〕
淀川	9	宇治川御幸橋	土物口	0. 004	<0.00006	<0.0006		全亜鉛	
桂川上流(1)	21	八千代橋	生物A	0.004	<0.00006	<0.0006	0	生物A	··· 0.03mg/L以下
桂川上流(2)	25	渡月橋	生物B	0. 002	<0.00006	<0.0006	0	生物特A	··· 0.03mg/L以下
桂川下流(1)	26	西大橋	生物B	0. 002	<0.00006	<0.0006	0	生物B	··· 0.03mg/L以下
桂川下流(2)	29	宮前橋	生物B	0. 010	<0.00006	0.0006	0	生物特B	··· 0.03mg/L以下
	64	笹瀬橋		0. 004	<0.00006	0.0018		ノニルフェノール	
+ 冲川 下	65	恭仁大橋	生物B	0.003	<0.00006	<0.0006	( ( )	生物A	··· 0.001mg/L以下
木津川下流	66	玉水橋		0. 005	<0.00006	<0.0006		生物特A	··· 0.0006mg/L以下
	67	木津川御幸橋		0. 004	<0.00006	0.0008		生物B	··· 0.002mg/L以下
由良川上流	73	安野橋	生物A	0. 001	<0.00006	<0.0006	0	生物特B	··· 0.002mg/L以下
由良川下流	76	山家橋	生物B	0. 001	<0.00006	<0.0006	0	LAS	
	77	以久田橋		0. 002	<0.00006	<0.0006		生物A	··· 0.03mg/L以下
	78	音無瀬橋		0.003	<0.00006	<0.0006		生物特A	··· 0.02mg/L以下
	80	波美橋		0. 002	<0.00006	<0.0006		生物B	··· 0.05mg/L以下
	81	由良川橋		0. 004	<0.00006	<0.0006		生物特B	··· 0.04mg/L以下

<sup>(</sup>注1) LASとは直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を指す。

<sup>(</sup>注2)環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における年間平均値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(〇)とする。

# b 海域(COD)

水域名	地点 番号	環境基準点名	類型	75%水質値 (mg/L)	達成 状況	備考
舞鶴湾(1)	96	念仏鼻地先	Α	3. 0	×	
夕年 田祠 / 弓 \ □ /	97	楢埼地先		2. 4		〔類型毎の環境基準値〕
舞鶴湾(2)	94	キンギョ鼻地先	А	2. 8	×	
奔晒/弓(∠ /	95	恵比須埼地先	A	2. 5	^	
宮津湾	111	江尻地先	Α	2. 1	×	A ··· 2mg/L以下
古净泻	112	島埼地先		2. 4	<	B ··· 3mg/L以下
	113	野田川流入点	В	3. 3	×	C ··· 8 mg/L以下
阿蘇海	114	中央部		3. 3		
	115	溝尻地先		3. 1		
	117	栗田湾沖		2. 4		
若狭湾	118	波見埼沖	Α	2. 4	×	
	119	鷲埼沖		2. 2		
山陰海岸	120	竹野川沖	۸	2. 3	×	
	121	久美浜湾沖	Α	2. 0	^	
久美浜湾	122	湾口部	А	2. 6	×	
	125	湾奥部		3. 0		

<sup>(</sup>注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点における日間平均値の75%水質値が各水域内の全ての環境基準点について環境基準に適合している場合に、達成(〇)とする。

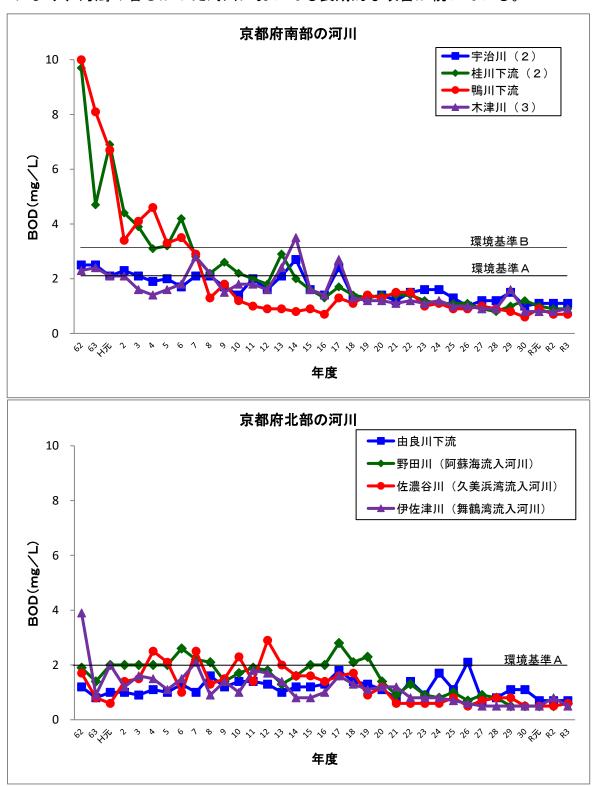
# (全窒素・全燐)

		<u> </u>		<b></b>			
水域名	地点 番号	   環境基準点名	類型	年間平均値 (mg/L)		達成 状況	備考
	钳力			全窒素	全燐	1人/元	
	96	念仏鼻地先		0. 19	0. 019		
舞鶴湾(ア)	97	楢埼地先	П	0. 11	0. 015	0	〔類型毎の環境基準値〕
		水域内の平均		0. 15	0.017		
	94	キンギョ鼻地先		0. 13	0. 015	0	全窒素
舞鶴湾(イ)	95	恵比須埼地先	п	0. 12	0.014		I ··· 0.2mg/L以下 II ··· 0.3mg/L以下
		水域内の平均		0. 13	0. 015		
	111	江尻地先	П	0. 09	0. 011	0	Ⅲ ··· 0.6mg/L以下
宮津湾	112	島埼地先		0. 17	0. 017		Ⅳ ··· 1 mg/L以下
		水域内の平均		0. 13	0.014		
	113	野田川流入点	П	0. 29	0. 033	0	全燐
阿蘇海	114	中央部		0. 22	0. 026		I · · · 0.02mg/L以下
川 無木 <del>     </del> 	115	溝尻地先		0. 20	0. 025		Ⅱ ··· 0.03mg/L以下
		水域内の平均		0. 24	0. 028		Ⅲ ··· 0.05mg/L以下
久美浜湾	122	湾口部	п	0. 18	0.019	0	Ⅳ ··· 0.09mg/L以下
	125	湾奥部		0. 21	0. 026		
		水域内の平均		0. 20	0. 023		

<sup>(</sup>注) 環境基準の達成状況の評価は、各水域の環境基準点において、表層の年間平均値が全窒素、全燐 ともに環境基準に適合している場合に、達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ 水域においては、各水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合 に、達成(〇)とする。

# 主な河川のBOD濃度(75%水質値)の経年変化

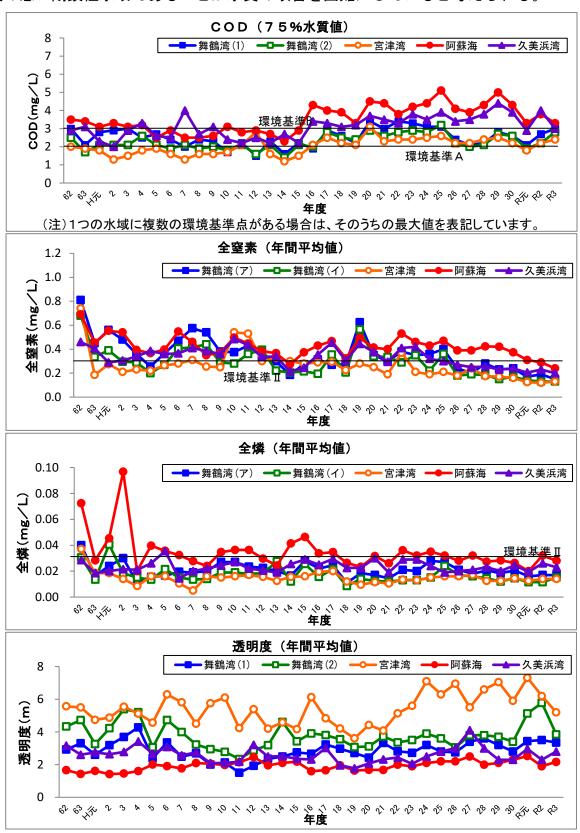
河川の水質は、BODを指標とする有機物質による汚濁について見ると、下水道整備など生活排水対策の進展や法令による工場・事業場に対する排水規制により、汚濁の著しかった河川においても長期的な改善が続いている。



(注) 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は、最大値を用いています。(定量下限値0.5mg/L)

## 北部の閉鎖性海域の水質の経年変化

CODを指標とする有機物質について、全ての水域で環境基準を達成しなかった。 前ページで示したように各水域への流入河川では良好な水質を維持しており、海水交 換の悪い閉鎖性水域であることが水質の改善を困難にしていると考えられる。



### (2) 地下水水質測定結果

府内の地下水の水質の状況を監視するため、13市5町93地点の地下水で 有害物質の測定を行った。

#### ア 測定結果の概要

#### (ア)概況調査

地域の全体的な地下水の水質の状況を把握するため、計画的に選定した地点で行う調査。

令和3年度は、対象となった28地点のうち27地点で環境基準を達成したが、京都市内の1地点において、鉛の環境基準を達成しなかった。

#### (イ)汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する調査。

令和3年度は、これまでの継続監視調査において過去2年間連続してクロロエチレンが環境基準を達成している1地域(長岡京市内)で、当該継続監視調査対象井戸及びその周辺の8地点で汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、全て環境基準を達成したため、当該継続監視調査を終了することとした。

#### (ウ)継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査で判明した汚染範囲内の井戸において、継続的に 監視を行う調査。

令和3年度は、57地点のうち34地点で環境基準を達成したが、23地点で鉛、砒素、総水銀ほか5物質が環境基準を達成しなかった。これらの地点については、引き続き監視に取組むこととする。

# イ 測定項目別環境基準達成状況

測定項目(28項目)ごとの基準の達成状況は以下のとおり。

測 定 項 目	概 況 調 査	汚 染 井 戸 周辺地区調査	
カドミウム	28 / 28	_	2 / 2
全シアン	28 / 28	_	_
鉛	27 / 28	_	1 / 2
六価クロム	28 / 28	_	_
砒素	28 / 28	_	6 / 11
総水銀	28 / 28	_	3 / 5
アルキル水銀	_	_	2 / 2
PCB	15 / 15	_	_
ジクロロメタン	27 / 27	_	20 / 20
四塩化炭素	27 / 27	8 / 8	21 / 21
クロロエチレン	27 / 27	8 / 8	26 / 27
1, 2-ジクロロエタン	27 / 27	8 / 8	21 / 21
1, 1-ジクロロエチレン	27 / 27	8 / 8	27 / 27
1, 2-ジクロロエチレン	27 / 27	8 / 8	27 / 27
1, 1, 1-トリクロロエタン	27 / 27	8 / 8	25 / 25
1, 1, 2-トリクロロエタン	27 / 27	8 / 8	21 / 21
トリクロロエチレン	27 / 27	8 / 8	26 / 27
テトラクロロエチレン	27 / 27	8 / 8	23 / 27
1, 3-ジクロロプロペン	16 / 16	_	_
チウラム	16 / 16	_	_
シマジン	16 / 16	_	_
チオベンカルブ	16 / 16	_	_
ベンゼン	27 / 27	_	20 / 20
セレン	28 / 28	_	2 / 2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	28 / 28	_	6 / 12
ふっ素	28 / 28	_	1 / 5
ほう素	28 / 28	_	4 / 4
1, 4-ジオキサン	27 / 27	_	_
合 計	27 / 28	8 / 8	34 / 57

- (注) 1 「環境基準達成地点数/調査地点数」を表す。
  - 2 測定機関は、京都府、京都市、国土交通省の3機関
  - 3 アルキル水銀は、総水銀で検出された場合のみ分析
  - 4 クロロエチレンは、平成 28 年 3 月 29 日付け環境省告示第 31 号に基づき、 平成 29 年 4 月 1 日より「塩化ビニルモノマー」から名称が変更された。